

無床診療所（個人）の法人化までの流れ

1 法人診療所の開設

法人化前	<p>法人の認可等の手続きを長崎県医療政策課において行ってください。 長崎市保健所に法人化の手続き中である旨、お知らせください。</p>
法人化の 2～3 週 間前	<p>○診療所開設許可申請書【第2号様式（第2条関係）】 手 数 料：18,000 円 添付書類：①管理者の医師・歯科医師免許証の原本及び写し ②管理者の医業略歴書 （住所、氏名、生年月日、最終学歴、免許取得日、勤務歴等を記載したもの。） ③管理者の臨床研修修了登録証の原本及び写し* ④医療従事者の免許証の写し（※管理者が原本証明したもの） （証明例：「本証と照合の結果相違ないことを確認する」、日付、代表者氏名） ⑤敷地周辺の見取図（GoogleMap 等も可） ⑥建物の構造概要及び平面図 ⑦定款 ⑧法人登記履歴事項全部証明書の写し 〔※平成 16 年 4 月 1 日以降に医籍登録した医師、または平成 18 年 4 月 1 日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合のみ。〕</p>
法人化した日以降 10 日以内	<p>○診療所開設届【第7号様式（第3条関係）】 添付書類：診療所開設許可証の写し ○新規開業に伴う医療機能等に関する確認書（医科のみ） ○診療用エックス線装置備付届【第31号様式（第13条関係）】 添付書類：①診療用エックス線装置に関する届出書【第32～36号様式】機種ごと ②装置の製作者名・形式・定格出力等が確認できる書類（カタログ等） ③備え付ける部屋の平面図 ④放射線に係る測定結果 （漏洩線量測定結果、または空間線量分布図〈移動式の場合〉） ⑤遮蔽能力計算書（定格出力の管電圧（波高値）が 10kV 以上、かつエネルギーが 1mA 未満のものに限る） ○共同利用に関する計画書（新規で装置を導入する場合のみ） 以下、指定を受ける場合のみ提出 ○被爆者一般疾病医療機関指定申請書（2 部） …長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。 ○医療機関指定申請書（結核）（1 部） …長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（感染症対策室）。 https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</p>

2 個人診療所の廃止

法人化した日以降10日以内	<p>○廃止届【第18号様式の2（第7条関係）】 添付書類：診療所開設届出済証、または紛失届</p> <p>○診療用エックス線装置廃止届【第53号様式（第14条関係）】 添付書類：なし</p> <p>以下、指定を受けていた場合のみ提出</p> <p>○被爆者一般疾病医療機関辞退届（2部） …添付書類：被爆者一般疾病医療機関指定書、または紛失届 長崎県 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（地域保健課）。</p> <p>○指定医療機関辞退届（結核）（1部） …添付書類：医療機関指定書、または紛失届 長崎市 HP からダウンロード可能。提出は長崎市保健所（感染症対策室）。 https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/450000/454000/p004595.html</p>
---------------	--

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4780.html>